

令和 6 年 4 月に向けた認可保育園等の定員変更について

1 認可保育所等との定員減の協議について

定員減は、原則、認可定員の変更ではなく、利用定員の変更とする。

(1) 協議の実施及び適用時期

令和 5 年 9 月に協議を受け付け、令和 6 年 4 月より適用

(2) 協議基準(以下の条件をすべて満たすこと)

ア 令和 5 年 8 月の入所率が 90%以下またはいずれかの年齢の入所率が 80%以下

イ 令和 5 年 8 月時点で定員減を希望するクラスに空きがあり、当該クラスの空きの範囲内での削減である

ウ 定員減実施後に、変更したクラスの定員が 0 とならない

エ 定員変更実施後に、0 歳から 1 歳、1 歳から 2 歳、2 歳から 3 歳の進級時の定員差が無くならない

(3) その他

ア 「(2) 協議基準」すべてを満たしている場合であっても、特定年齢について多数の施設から定員減の申し入れが集中する等の場合には、市全体の定員適正化の観点から、より入所率が低い施設を優先する。

イ 定員減を行った施設において、定員減実施後 3 年以内に他施設への資金流動を行う場合には、取崩し協議書提出前に市と協議を行うこと。

2 認可保育所等との定員増の協議について

定員増は定員の弾力化（保育室等の面積基準及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施すること）にて対応することとする。

(1) 協議の実施及び適用時期

令和 5 年 9 月に協議を受け付け、令和 6 年 4 月より適用

(2) 協議基準(以下の条件のいずれかに該当すること)

ア 特別な支援を要する児童の受け入れを行うこと

イ 1 歳クラスの受入を行う場合

ウ 前年以前に弾力化を行ったクラスの持ち上がりにより、募集数が圧縮される

場合

エ 当該年齢クラスの弾力化後も、他年齢クラスの受入数を調整することにより在籍児童の総数が定員を上回らない場合（定員区分（「0歳」、「1,2歳」、「3～5歳」）をまたいだ受入数の調整を除く）

(3) その他

定員減を行った施設において、入所率が改善する等で認可定員の範囲内で定員増を希望する場合については、上記に関わらず随時協議を受け付ける。

3 定員変更に係る報告について

上記協議の結果、令和6年4月から利用定員の変更を行う施設について、令和5年度末の子ども・子育て会議にて報告を行う予定です。